

医政発 0331 第 28 号  
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長

理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインについて

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 26 年法律第 51 号)、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」(平成 27 年政令第 128 号)及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省・厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成 27 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号)により、理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)等の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から、理学療法士及び作業療法士養成施設の指定・監督権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されることになる。

これに伴い、別紙のとおり、新たに「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」を定めたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成施設に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

また、「理学療法士作業療法士養成施設指導要領について」(平成 11 年 3 月 31 日健政発 379 各都道府県知事あて本職通知)は、本年 3 月 31 日をもって廃止する。

[別紙]

## 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン

### 1 設置計画書に関する事項

- (1) 理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設（以下「養成施設」という。）について、都道府県知事の指定を受けようとするときは、その設置者は授業を開始しようとする日の1年前までに様式1による養成施設設置計画書をその設置予定地の都道府県知事に提出すること。
- (2) 養成施設の学生の定員を増加するため、学則の変更について都道府県知事の承認を受けようとする者は、変更を行おうとする日の1年前までに様式2による定員変更計画書を当該養成施設の所在地の都道府県知事に提出すること。

### 2 一般的事項

- (1) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（以下「指定規則」という。）第4条第1項の指定の申請は、授業を開始しようとする日の6か月前までに、その設置予定地の都道府県知事に提出すること。
- (2) 指定規則第5条第1項の変更の申請は、変更を行おうとする日の6か月前までに、当該養成施設の所在地の都道府県知事に提出すること。
- (3) 養成施設の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 養成施設の経理が他と明確に区分されていること。
- (6) 敷地、校舎は、養成施設の設置者が所有することが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。

### 3 教員に関する事項

- (1) 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は加重にならないよう10時間を標準とすること。
- (2) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する医師、理学療法士、作業療法士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とすること。

### 4 生徒に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、とくに出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (4) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置が講ぜられ

ていること。

## 5 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別添1に掲げる事項を習得させることを目的とした教育内容とすること。
- (2) 指定規則別表第1の2及び別表第2の2に定める選択必修分野の教育内容については専門分野を中心に教授するものとし、その選択に当たってはそれぞれの養成施設の特徴が明らかになるよう特に配慮すること。
- (3) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は、実際に講義、演習等が行われる時間をもって計算すること。

- (4) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。
- (5) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表第1、1の2、2及び2の2の備考2に定める大学、高等専門学校、養成施設等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成施設における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成施設における履修に替えることができること。

## 6 教室及び実習室等に関する事項

### (1) 理学療法士養成施設

下記教室及び実習室等を有すること。

#### ア 普通教室

学生定員1人当たり1・65m<sup>2</sup>以上であること。

#### イ 講堂

(ア) 全校生徒が一時に収容可能な広さを有すること。

(イ) 暗幕設備を有すること。

#### ウ 図書室

#### エ 基礎医学実習室

#### オ 理学療法実習室

(ア) 機能訓練室

(イ) 治療室

検査測定・治療台10台（学年定員20人の場合）を収容し実習が

可能な広さで、かつ、電気・アース設備を有すること。

(ウ) 装具加工室

(エ) 水治室

(オ) 日常動作訓練室

和室（４．５畳以上）及び洋室を有すること。

台所（車椅子用・立位用）・風呂・洗面所・便所及び押し入の設備を有すること。

カ ロッカールーム又は更衣室

## (2) 作業療法士養成施設

下記教室及び実習室等を有すること。

ア 普通教室・講堂・図書館・基礎医学実習室及びロッカールーム又は更衣室は、理学療法士養成施設と同様とする。

イ 作業療法実習室

(ア) 木工室

(イ) 金工室

(ウ) 陶工室

(エ) 織物室

(オ) 手工芸室

(カ) 絵画室

(キ) レクリエーション室

(ク) 装具加工室

(ケ) 日常動作訓練室

(ケ) については、理学療法士養成施設と同様とする。

## 7 教育上必要な機械器具等に関する事項

(1) 教育上必要な機械器具・標本及び模型は、別添２に掲げる数以上を有すること。

(2) 教育上必要な専門図書（洋書を含む）は１０００冊以上とし、このうち理学療法士養成施設においては、理学療法関係図書を、作業療法士養成施設においては作業療法関係図書をそれぞれ２０種類を超えて、１００冊以上を整備すること。

学術雑誌（外国雑誌を含む）は、２０種類以上を整備していること。

## 8 実習施設に関する事項

(1) 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、かつ、そのうち少なくとも１人は免許を受けた後３年以上業務に従事した者であること。

- (2) 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましいこと。
- (3) 実習施設のうち少なくとも1か所は養成施設に近接していることが望ましいこと。
- (4) 実習施設には実習を行ううえに必要な機械器具を備えていること。

## 9 その他

- (1) 入学料・授業料・実習費等は適当な額であり、学生又はその父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (2) 事務管理を適正、かつ確実に行うものとし、このため原則として専任の事務職員を置くこと。
- (3) 指定規則第6条第1項の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。  
なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

## 10 広告及び学生の募集行為に関する事項

- (1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画中（指定申請書提出後にあつては指定申請中）であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。  
学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

様式 1

理学療法士作業療法士養成施設設置計画書

1 名称						4 連絡者				
2 位置						氏名				
3 設置者	法人名					役職名				
	所在地					T E L				
						F A X				
5 開設予定 (授業開始)	平成 年 月 授業開始									
6 種類等	理学療法士養成施設			作業療法士養成施設			合計			
	1 学年定員 名			1 学年定員 名			1 学年定員 名			
	高卒 年課程 (昼・夜)			高卒 年課程 (昼・夜)						
7 専任教員	免許の 種 類	氏名	年 齢	担当 予定 科目	免許 番号	免許取得 年月	本人の 承諾書の 有無	施設長の 承諾書の 有無		
8 建物	土地面積		m <sup>2</sup>		建物面積		m <sup>2</sup>			
	共有部門			理学療法部門			作業療法部門			
	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	室の名称	面積 (m <sup>2</sup> )				
9 実習施設	理学療法士養成施設					作業療法士養成施設				
	施設名	所在地	病床数	PT 数	受入数	施設名	所在地	病床数	OT 数	受入数
10 整備に 要する経費	区分	整備方法					金額			
	土地	設置者所有・寄附・買収・その他					千円			
	建物	設置者所有・新築・買収・その他					千円			
	設備						千円			

	合計		千円
11 資金計画	区分	金額	
	自己資金		千円
	借入金		千円
	その他（具体的に )		千円
	合計		千円

備考

「9 実習施設」については、施設長の承諾を得たもののみ記入すること。

専任教員に関する調書（理学療法士・作業療法士）

		養成施設名			
氏名		現住所			性別 男・女
生年月日	年 月 日（ 歳）	免許登録 番号	第 号	免許登録 年月日	年 月 日
所属	施設名	役職名		理学療法士又は 作業療法士の数	人
	所在地				
資格取得	学校養成施設の卒業年次		年 月	学校養成施設名	
	特例試験の合格年次		年 月		
職歴	年 月			年 月	
教育歴 (実習指導を 含む)	年 月			年 月	
日本理学療法 士協会又は日 本作業療法士 協会の加入	会員（ 年から）・非会員		教員等長期講 習会の受講の 有無	有（ 年第 回）・無	
研究発表又は 論文	年 月			年 月	
担当予定科目					
本人承諾書	有・無		所属長承諾書	有・無	

(記入上の注意)

職歴、教育歴及び研究発表又は論文は、主なものを記入し、一枚にまとめること。



## 承 諾 書

私は、※養成施設名が、理学療法士及び作業療法士法に基づく理学療法士（作業療法士）養成施設として指定された場合は、当該施設において専任教員に就任することを承諾します。

なお、第一回の卒業生が出るまでの間は、私から専任教員の辞任を申し出ないことを誓約します。

- 一 就任予定年月日           平成    年    月    日
- 二 資格                   免許の種類                      
                          免許取得年月日           年    月    日  
                          免許登録番号           第           号
- 三 教員等講習会受講の有無  
                          有（第    回講習会修了 修了証番号第    号）  
                          無（平成    年度受講希望    あり・なし）

平成    年    月    日

住 所  
氏 名                   (印)

都道府県知事 殿

## 承 諾 書

貴養成施設が、理学療法士及び作業療法士法に基づく理学療法士（作業療法士）養成施設として指定された場合は、下記の者を平成    年    月    日付で貴施設に転職させることを承諾します。

職名

氏名

平成    年    月    日

所在地

施設名

施設長

(公印)

(養成施設長)殿

作成上の注意

- 一 原本の写しを提出すること。
- 二 無職又は自営の場合は、本人が承諾した時点で、施設長の承諾書は提出する必要はないこと。

## 添付書類類

### 一 設置者に関する書類

#### (一) 設置者が法人である場合

ア 法人の寄附行為又は定款

イ 役員名簿

ウ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録の写

エ 法人が理学療法士又は作業療法士の養成について議決している場合は、その旨を記載した議事録

#### (二) 設置者が法人の設立を予定している場合

ア 認可官庁に提出した申請書

### 二 建物に関する書類

設計図（平面図の略図でよい）

### 三 整備に関する書類

(一) 土地 設置者所有の場合登記書抄本、寄附を受ける場合登記書抄本及び寄附申込書、買収又は賃借の場合見積書

(二) 建物 設置者所有の場合登記書抄本、新築、買収又は賃借の場合見積書

### 四 資金計画に関する書類

#### (一) 自己資金

金融機関による残高証明書等

#### (二) 借入金

ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類

イ 融資内諾書等があればその書類の写

#### (三) 寄附金等

ア 寄附申込書

イ 寄附をする者の財産を証明する書類

### 五 教育環境に関する書類

周辺の略図



--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(備 考)

- 1 建物を増築する場合は、「8 建物」の欄に（ ）書きで別掲すること。
- 2 「9 実習施設」については、施設長の承諾を得たもののみを記入すること。

添付書類

- 1 変更理由書
- 2 過去3年間の受験者数及び入学者数
- 3 専任教員を新たに採用する場合は、専任教員に関する調書（様式1の「専任教員に関する調書」に準ずる）及び承諾書（様式1の「承諾書」に準ずる）
- 4 法人認可官庁に提出した過去3年間の収支決算書及び財産目録の写

## 別添 1

## 理学療法士養成施設

	教育内容	単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	1 4	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う内容とする。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を育成する。
	(小計)	(1 4)	
専門基礎分野	人体の構造と機能 及び心身の発達	1 2	人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解できるようにする。
	疾病と傷害の成り 立ち及び回復過程 の促進	1 2	健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を培う。
	保健医療福祉とリ ハビリテーション の理念	2	国民の保健医療福祉の推進のために理学療法士が果たすべき役割について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。
	(小計)	(2 6)	
専門分野	基礎理学療法学	6	理学療法の枠組みと理論を理解し、系統的な理学療法を構築できる能力とともに、職業倫理を高める態度を養う。
	理学療法評価学	5	理学療法における評価の枠組みを理解し、心身機能と構造の評価に関する知識と技術を習得する。
	理学療法治療学	2 0	障害の予防と治療の観点から、種々の障害に必要な知識と技術を習得する。
	地域理学療法学	4	患者及び障害者の地域における生活を支援していくために必要な知識や技術を習得し、問題可決能力を養う。
	臨床実習	1 8	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。学内における臨床演習を行った後に、各障害、各病期、各年齢層を偏りなく行う。
(小計)	(5 3)		
合計		9 3	

作業療法士養成施設

	教育内容	単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う内容とする。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を育成する。
	(小計)	(14)	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解できるようにする。 健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を培う。 国民の保健医療福祉の推進のために作業療法士が果たすべき役割について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。
	疾病と傷害の成り立ち及び回復過程の促進	12	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	
	(小計)	(26)	
専門分野	基礎作業療法学	6	系統的な作業療法を構築できるよう、作業療法の課程について必要な知識と技能を習得し、職業倫理を高める態度を養う。 作業療法過程における作業療法評価（職業関連評価を含む）の枠組みについての知識と技術を習得する。 保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、各疾患、各障害への作業の適応について知識と技術を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な問題解決能力を養う。 家庭生活、地域生活、職業関連生活等における作業行動の形成について、各障害に即した地域ケア活動を展開するための能力を養う。 社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践力を身につける。学内における臨床演習を行った後に、各障害、各病期、各年齢層を偏りなく行う。
	作業療法評価学	5	
	作業法治療学	20	
	地域作業療法学	4	
	臨床実習	18	
	(小計)	(53)	
合計		93	

別添 2

1 教育上必要な機械器具について

ア 理学療法士養成施設

品名	数量	備考
動物解剖器具	2人で1	
解剖台	4人で1	
人体解剖用スライド	1	骨、神経筋、その他主要臓器の組織を含み50枚以上
血圧計	2人で1	各種
聴診器	2人で1	
心電図計測用具一式	2	モニター用を含む
心筋動物実験用具	4人で1	
スパイロメーター	20人で1	
呼気ガス分析装置一式	1	酸素、炭酸ガス、換気量の分析が行えるもの
ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	1	
筋電図測定用具一式	1	2チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡易型加算装置、記録計付
神経筋動物実験用具一式	10人で1	オシロスコープ、記録計、プレアンプ刺激装置等
神経検査器具一式	4人で1	打腱器、音叉、触覚、痛覚、識別覚等
視力表	1	
色盲表	1	
トレッドミル	1	角度調節可能なもの
自転車エルゴメーター	10人で1	
ハンドエルゴメーター	1	
マスターステップテスト	1	
マルチン人体測定器一式	10人で1	
顕微鏡	10人で1	油浸集光器付
ストップウォッチ	2人で1	
メトロノーム	10人で1	
医薬品保管用冷蔵庫	1	
多用途記録装置	1	
重心動揺分析装置	1	
運動解析装置	1	
検査測定・治療台	2人で1	高さ等調節式数台を含む
体温計	1	

表面温度計	10人で1	
タイマー	5人で1	
体脂肪測定器具	5人で1	
形態測定器具一式		身長計、体重計、座高計等
メジャー	1	
関節角度計一式	各種	
ピンチメーター一式	各種	
握力計一式	各種	
背筋力計	1	
バネ秤	1	
筋機能解析装置	1	
時値計	1	クロナキシーメータ
起立訓練ベッド	1	
姿勢鏡	1	
バランスボード	1	
平行棒	2種	丸パイプ式、平板式各一台
階段一式	1	
スロープ	1	
歩行器	5種	各種、歩行車を含む
杖	6種	各種
プラットホームマット	20人で1	180cm×120cm×40cm
体位排痰訓練台	20人で1	
マット	2人で1	
電動式ギャッチベッド	1	
バルーン	3種	小児用大・中・小各1
ロール	3種	大・中・小各1
三角マット	3種	大・中・小各1
プッシュアップ台	3種	大・中・小各1
重スイバンド	各種2セット	
砂袋	各種2セット	
鉄亜鈴	各種2セット	
オーバーヘッドフレーム	1	
滑車	4人で1	
肋木	1	
ローラーチェアー	10人で1	
足関節矯正用ウェッジ一式	1	角度20、15、10、5度各一对
バイオフィードバック機器	1	
弾性包帯各種一式	5人で1	



歩行介助用ベルト	10人で1	
高さの異なる台	4種	40、30、20、10cm
ホットパック	各3	大・中・小・頰椎用
ホットパック加温器	1	
パラフィン加温器	1	
極超短波治療器	1	
超音波治療器	1	
赤外線治療器	1	
紫外線治療器	1	
レーザー治療器	1	
コールドパック	4人で1	
コールドパック冷却器	1	
バイブレーター	10人で1	
電気刺激治療器	20人で1	
頰椎けん引装置	1	
腰椎けん引装置	1	
保護眼鏡	4人で1	
水温計	10人で1	
部分浴槽	4種	上肢用2、下肢用1、坐浴用1
水治療用大型浴槽	1	ハバードタンクで可
渦流浴装置	1	
気泡浴装置	1	
極低温治療器具	10人で1	スプレー式で可
電気冷蔵庫	1	
電気洗濯機	1	
電話機	3種	プッシュホン式、福祉電話等
調理道具一式	1	
改造衣類一式	1	
掃除用具一式	1	
ラップボード	3	
ポータブル便器	3種	各種
標準型車椅子	4人で1	
車椅子	5種	手押し型、リクライニング型、スポーツ型、バギー型、その他各種調整付等
電動式車椅子	1	四輪型、各種コントローラー付
サスペンションスリング	2	車椅子用、椅子用各1
アームスリング	3種	各種
腕可動支持器	10人で1	左・右用各1

トランスファーボード	4人で1	各種  シャワーチェア、手摺りを含む ギプス台、カッター、ギプスはさみを含む 教育に必要なものを揃える 教育に必要なものを揃える 教育に必要なものを揃える
リフター	2種	
台所ユニット（車椅子用）	1	
バスユニット（車椅子用）	1	
洗面台（車椅子用）	1	
入浴用補助用具一式	1	
ギプス用具一式	1組	
義足及び各部品	各種1	
義手及び各部品	各種1	
装具・スプリント及び各部品	各種1	
座位保持装置一式	1	
装具製作用具一式	5人で1	
作業台	10人で1	
視聴覚教材各種	各1	
レントゲンフィルムビューアー	1	
鍵盤楽器	1	
パーソナルコンピュータ	4人で1	
(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。		

## イ 作業療法士養成施設

品名	数量	備考
動物解剖器具	2人で1	
解剖台	4人で1	
人体解剖用スライド	1	骨、神経筋、その他主要臓器の組織を含み50枚以上
血圧計	2人で1	
聴診器	2人で1	
心電図計測用具一式	2	モニター用を含む
心筋動物実験用具	4人で1	
スパイロメーター	20人で1	
呼気ガス分析装置一式	1	酸素、炭酸ガス、換気量の分析が行えるもの
ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	1	2チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡易型加算装置、記録計付
筋電図計測用具一式	1	

神経筋動物実験用具一式	10人で1	オシロスコープ、記録計、プリアンプ刺激装置等
神経検査器具一式	4人で1	打鍵器、音叉、触覚、痛覚、識別覚等
視力表	1	
色盲表	1	
トレッドミル	1	角度調節可能なもの
自転車エルゴメーター	10人で1	
ハンドエルゴメーター	1	
マスターステップテスト	1	
マルチン人体測定器一式	10人で1	
顕微鏡	10人で1	油浸集光器付
ストップウォッチ	2人で1	
メトロノーム	10人で1	
医薬品保管用冷蔵庫	1	
多用途記録装置	1	
重心動揺分析装置	1	
運動解析装置	1	
木工台	4人で1	
電気炉	1	学生数に合わせて整備
ろくろ		
電動	4人で1	
手廻し	4人で1	
絵つけ用	4人で1	
陶工用小道具一式	4人で1	
絵つけ用用具一式	4人で1	
電動ボール盤	1	
手動式木工用具一式	4人で1	各種
電動木工用具一式	4人で1	各種
作業台	4人で1	
七宝炉	1	学生数に合わせて整備
金工用具一式	4人で1	
卓上織機	4人で1	
床上織機	1	
織物附属品一式	4人で1	整経台、糸巻き器等
革細工用具一式	4人で1	
モザイク用具一式	4人で1	
絵画用具一式	4人で1	
園芸用具一式	4人で1	

検査測定・治療台	2人で1	高さ等調節式数台を含む
上肢機能検査器具	10人で1	3種
形態測定器具一式		身長計、体重計、座高計等
メジャー	1	
関節角度計一式	各種	
ピンチメーター一式	各種	
握力計一式	各種	
背筋力計	1	
表面温度計	4人で1	
視野計	1	
フリッカー	10人で1	
発達検査器具	10人で1	3種以上
知覚・認知検査器具	10人で1	3種以上
心理検査器具	10人で1	3種以上、知能検査を含む
サンディング用具一式	10人で1	ボード、ブロック、テーブルを含む
砂袋一式	10人で1	各種
バイオフィードバック機器	10人で1	
姿勢鏡	1	
作業療法用音響再生装置一式	1	
スポーツ用具一式	1	各種
娯楽用ゲーム一式	1	各種
運動遊具一式	10人で1	各種
玩具一式	10人で1	各種
実習モデル人形	10人で1	小児
障害者用パーソナルコンピュータ	各種	
義手		
上腕義手・能動式	1	完成用部品を含む
上腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む
肩義手・装飾用	1	完成用部品を含む
肩義手・能動式普通用	1	完成用部品を含む
肩義手・能動式肩甲鎖骨切除用	1	完成用部品を含む
前腕義手・能動式	1	完成用部品を含む
前腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む
手義手・能動式	1	完成用部品を含む
手義手・装飾用	1	完成用部品を含む
手部義手	1	完成用部品を含む
手指義手	1	完成用部品を含む
作業用義手	1	完成用部品を含む

但し各部品の共用は可 義手チェックアウト用具一式 義足及び各部品 スプリント	4人で1 各種1 10種以上	教育に必要なものを揃える 手関節背屈副子、母子対立副子、屈曲ミット、ナックルベンダー、テノデーシススプリント、肩外転副子、その他ダイナミックスプリント、夜間スプリント等
スプリント製作用具一式 ギプス用具一式 各種装具及び各部品 日常家具一式 電気冷蔵庫 電気洗濯機 電動式ギャッチベッド 電話機	4人で1 1組 各種1 1 1 1 1 3種	電熱器、ヒートガンを含む ギプス台、カッター、ギプスはさみを含む 教育に必要なものを揃える プッシュホン式、福祉電話等
調理道具一式 改造衣類一式 掃除用具一式 ラップボード ポータブル便器 標準型車椅子 車椅子	10人で1 10人で1 1 3 3種 4人で1 5種	各種 各種 手押し型、リクライニング型、スポーツ型、バギー型、その他各種調整付等
電動式車椅子 サスペンションスリング アームスリング 自助具 腕可動支持器 トランスファーボード リフター 杖 歩行器	1 2 3種 40種以上 10人で1 4人で1 2種 6種 5種	四輪型、各種コントローラー付 車椅子用、椅子用各1 各種 食事、排泄、更衣、整容、入浴、習字用等 左・右用各1 各種 各種 各種、歩行車を含む
台所ユニット（車椅子用） バスユニット（車椅子用） 洗面台（車椅子用） 入浴用補助用具一式 環境制御装置一式 コミュニケーションエイド	1 1 1 1 1 2種	シャワーチェア、手摺りを含む

製図用具一式	4人で1	労働省編等
職業適性検査器具	3	
視聴覚教材各種	各1	
レントゲンフィルムビューアー	1	
鍵盤楽器	1	
パーソナルコンピュータ	4人で1	
(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。		

## 2 模型及び標本

品名	数量	備考
人体骨格標本		
全身組立	10人で1	
全身個別	4人で1	
人体解剖模型	1	
呼吸器模型	1	
気管支肺血管分岐模型	1	
心臓模型	1	
血管系模型	1	
脳模型	1	
脊髄横断模型	1	
末梢神経系模型	1	
感覚器模型		
聴覚模型	1	
視覚模型	1	
関節種類模型	1	
筋模型		
上肢	2	
下肢	2	